

令和3年度沖縄県振興審議会

第4回総合部会議事録

1 日 時 令和3年9月7日(火) 14:00~16:39

2 場 所 沖縄県市町村自治会館第5・第6会議室

3 出席者

※…オンライン参加

【部会委員】

部会長	大城 郁寛	琉球大学名誉教授
副部会長	※島袋伊津子	沖縄国際大学経済学部教授
	※稲福 具実	旭橋都市再開発株式会社代表取締役社長
	※喜納 育江	琉球大学国際地域創造学部教授
	※高平 光一	公益社団法人沖縄県不動産鑑定士協会会長
	※玉城 秀一	一般財団法人南西地域産業活性化センター専務理事
	仲宗根君枝	特定非営利活動法人消費者センター沖縄会員
	※藤田 陽子	琉球大学島嶼地域科学研究所教授
	※真喜屋美樹	沖縄持続的発展研究所所長
	※村上 尚子	こころ法律事務所弁護士

(欠席)

	瀬口 浩一	琉球大学国際地域創造学部教授
	富川 盛武	那覇空港ビルディング株式会社社長

【事務局等】

企 画 部 : 與那嶺参事、高江洲企画調整課長、武村副参事(企画調整課)  
宮城副参事(企画調整課)、和仁屋主幹(企画調整課)  
赤嶺主幹(企画調整課)、城間班長(企画調整課)

知 事 公 室 : 古堅参事兼基地対策課長

## 1 開会

### 【事務局 城間班長(企画調整課)】

これより沖縄県振興審議会第4回総合部会を開催いたします。

司会を担当します沖縄県企画部企画調整課の城間と申します。どうぞよろしくお願いたします。

本日は会場に2名の委員、オンラインで8名の委員の皆様にご参加をいただいております。委員の皆様におかれましては、ご多忙の折、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日の総合部会は、前回同様に沖縄県緊急共同メッセージを受けまして、オンライン形式を主とした会合とさせていただいております。委員の皆様にはご協力いただきまして感謝申し上げます。

また、会場にご参加いただいている関係者の皆様には、感染症拡大防止の観点からマスクの着用にご協力をいただいております。よろしくお願いたします。

なお、この会議は原則公開となっておりますが、最後に予定しております議事6 計画の展望値の審議につきましては、検証数値が仮設定段階のため非公開とさせていただきます。マスク関係者の皆様及び一般傍聴者の皆様には、議事5 調査審議結果の中間取りまとめ終了後にご退室をくださいますよう、お願いたします。

続きまして、今後のスケジュールについてご参考までにご報告をさせていただきます。本日、中間取りまとめを審議していただきますけれども、この調査審議結果の中間取りまとめにつきましては、10月に開催を予定してございます正副部会長合同会議で報告をいたしまして、その後10月末に開催する沖縄県振興審議会において、各部会の調査審議結果を取りまとめた「新たな振興計画(素案)」の中間取りまとめ版を10月末の沖縄県振興審議会で提示する予定となっております。

本日、第4回目の総合部会を開催いたしますが、第5回目の総合部会につきましては11月頃を予定してございます。正式な日程等につきましては改めてご連絡をさせていただきます。

それでは、配付資料の確認をお願いいたします。

「新たな振興計画(素案)」(令和3年5月)、黄色い冊子です。本日の次第、出席者名簿、配席図。

資料1：新たな振興計画(素案)(第4回総合部会調査審議箇所抜粋版)

資料2：総合部会調査審議結果報告書(案)(中間取りまとめ)

資料3：第1回～3回総合部会意見への対応方針。

資料4：委員等から部会に提出された意見書(県土のグランドデザインと圏域別展開)

資料5：調査審議に係る参考資料(固有課題克服のための行財政システムの強化・拡充及び政策金融の活用)

資料6：委員等から部会に提出された意見書(固有課題克服のための行財政システムの強化・拡充及び政策金融の活用、計画の効果的な推進)

資料7：委員等から部会に提出された意見書(他部会等から申し送りされた意見書)

資料9：委員等から部会に提出された意見書(計画の展望値)を配付してございます。

なお、資料8：調査審議に係る参考資料(計画の展望値)につきましては、議事説明時に画面共有をさせていただきます。

資料は以上となります。よろしいでしょうか。

オンラインでご参加いただいている委員の皆様には、ハウリング防止のため発言時以外は音声をミュートにしてございますので、ご了承ください。

それでは、議事に入ります。沖縄県振興審議会運営要綱第3条第3項の規定により部会長が会務を総理することとなっておりますので、これ以降の議事につきましては、大城部会長に進行をお願いいたします。

### **【大城部会長】**

皆さん、こんにちは。早速、議事を進めたいと思います。

今日の会議ですが、議事1において以前の審議の際に委員の皆様からいただいた意見への対応等について審議します。

議事2、議事3では個別検討テーマの審議を予定しております。

議事4では、本部会で以前に審議した検討テーマのうち、審議後に他部会から申し送りのあった意見について審議を予定しております。

また、議事5においては10月に開催される沖縄県振興審議会に向けて、これまで調査審議してきた内容の中間取りまとめを予定しております。

最後の議事6では、先ほど司会から話がありましたとおり非公開という形になります。計画展望の審議といたしますか、中間報告のような形になるかなと思いますけれども、それを予定しております。

なお、先ほど事務局から説明がありましたように、今日の会議を終えると中間取りまと

めに入ります。そこで本日の審議の中で回答できなかった部分、いただいた意見の中で修正文案については事務局と私で調整して決めたいと思いますので、一任をよろしく願いいたします。

そういう方向でよろしいでしょうか。オンラインの委員の皆さん、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

## 【大城部会長】

それでは早速ですが、議事を進めていただきます。

議事 1 第 1～3 回総合部会意見への対応方針について、事務局から説明をよろしく願いいたします。

## 2 議事 1 (第 1～3 回総合歩合意見への対応方針について)

### (1) 対応方針説明

#### 【事務局 古堅参事兼基地対策課長】

皆さん、こんにちは。知事公室基地対策課長の古堅と申します。どうぞよろしく願いいたします。

お手元の資料 3 に基づきましてご説明をいたします。1 ページ目をご覧いただきたいと思います。

まず、米軍基地から発生する事件・事故に関連する 47 番と 48 番からご説明をいたします。

村上委員からご意見のありました 48 番、事件・事故関係につきましては、ご指摘のとおり事件・事故の未然防止に向けた抜本的な対策だけではなく、事件・事故が発生した際の十分な補償を求めることも大変重要でございますので、その旨記載することとし、47 番のタイトルにつきましても同様の修正を行いたいと思います。

次に、2 ページ目をご覧ください。

49 番、米軍基地内への立入り関係について、これも村上委員のご意見を踏まえまして、「調査」という文言を追加して「立入調査」と表記をしております。

51 番、地位協定の関係ですが、51 番につきましても表現をより強めるべきではないかという委員のご指摘もございましたので、ご指摘のとおり修正をしております。

以上が村上委員からのご意見に対する文案修正でございます。

次に 52 番、国内外の民間有識者等による知的対話の場の設置につきましてご説明をいた

します。

52 番は、玉城委員からご意見がございました。民間有識者による知的対話や新たな視点の議論につきまして、具体的な内容を記載してはどうかというご意見でありました。この部分につきましては、「新たな視点での情勢分析や政策提言などの議論」と文案を修正してございます。

次に 3 ページ目をご覧ください。

56 番、57 番は、米軍基地の形成過程についてであります。仲宗根委員、真喜屋委員からご意見をいただきました。この部分については資料に書きましたとおり、『銃剣とブルドーザーによる接収』と呼ばれた民有地の強制接収などによって」という表記に修正をしてございます。

58 番は、真喜屋委員からご提案をいただきました。基地問題の解決は単に振興を進める観点だけではなく、県民の安全・安心な暮らしに資するように、公共の福祉の観点を盛り込んでどうかというご意見がございました。この点につきましても委員ご提案のとおり、安全・安心な暮らしが重要であるということがより明確になりますように、資料記載のとおり文案を修正しております。

次に 11 ページをご覧くださいと思います。成果指標 2-(9)-①についてであります。

これにつきましては村上委員から、基本施策「2-(9)-①米軍基地から発生する事件・事故の防止」に関する成果指標として、米軍の演習だけに限定せず米軍基地から派生する事件・事故とすべきであり、県の対応件数としてはどうかのご意見がございました。

この点につきましては、演習以外の事件・事故も含めまして「演習等」と表記をしたものでございまして、また、成果指標につきましては県の対応や活動による成果の効果の程度や推移、言い換えますと、県の活動によってどれだけ米軍関係の事件・事故が減ったかを示す指標として、事件・事故数が適切ではないかと考えておりまして、この点につきましては原案のとおりとさせていただきたいと考えております。

基地対策課からの説明は以上でございます。

#### **【事務局 與那嶺企画部参事】**

企画部参事兼跡地利用推進課の與那嶺でございます。よろしくお願いたします。

お手元の資料 3 に基づきましてご説明いたします。

まず 2 ページをお開きください。

53 番につきましては、跡地利用の推進を基本施策に盛り込んでどうかと真喜屋委員か

らのご意見がございましたので、ご意見を踏まえまして基本施策に盛り込む方向で検討しているところでございます。

次に4ページをお開きください。

59番では、北部訓練場跡地が世界自然遺産に登録された点に触れ、自然環境の持続可能性につながる表記にはどうかと喜納委員からのご意見がございました。北部訓練場の跡地利用については、素案182ページの8行目に記載していることから、委員意見を踏まえて次の段のとおり修正しております。

60番では、基地建設を加筆してはどうかと真喜屋委員からのご意見がございましたので、ご意見を踏まえまして修正しております。

61番では、「持続可能」という表現を追加してはどうかと真喜屋委員からのご意見がございました。ご指摘の箇所の次の段に「環境に配慮した持続可能な沖縄の発展につなげる」との表現がありますので、原文どおり取り扱いたいと考えております。

62番では、跡地利用推進法の継続の必要性を記載すべきと仲宗根委員からご意見がございました。法制度については素案186ページに記載しており、委員のご意見を踏まえて11行目を「引き続き跡地利用推進法に基づく取組を着実に進める」という表現に修正しました。

5ページをお開きください。

63番では、国の財政支援を求める記載が必要ではないかと真喜屋委員からのご意見がございました。素案179ページの25行目で、「国による一層の諸条件の整備と財政措置が必要となる」としており、原文どおり取り扱いたいと考えております。

64番では、立入り調査は返還の「少なくとも3年前から」と記載してはどうかと真喜屋委員からのご意見がございました。ご指摘の箇所は跡地利用推進法に基づく立入り調査の実施についての記述となっており、法に定めのない期間を追加することはそぐわないと考えております。立入り時期については67番で改めてご説明いたします。

65番では、「公共の福祉」という観点を盛り込んでどうかと真喜屋委員のご意見がございました。公共の福祉については、社会全体の発展につながる県民視点のまちづくりと捉えました。委員のご意見を踏まえ、素案179ページの7行目に跡地利用推進法の3つの基本理念を記載させていただきました。その中の沖縄県の自立的発展及びうるおいある豊かな生活環境の創造が、委員ご指摘の公共の福祉に当たるものではないかと考えております。

6 ページをお開きください。

66 番では、地元自治体との合意形成が必要であることを記載すべきと玉城委員のご意見がございました。素案 179 ページの 12 行目で、「国及び関係市町村との密接な連携により、跡地利用を円滑かつ確実に進めていく」としており、原文のとおり取り扱いたいと考えております。

67 番では、立入り調査について「十分な調査期間を取り」と追記してはどうかと仲宗根委員のご意見がございました。なお、立入り時期については 64 番の真喜屋委員のご意見も踏まえて、素案 180 ページの 17 行目を「返還前の早い段階から」という表現に修正しました。

7 ページをお開きください。

68 番では、工業用地としての利用も考慮した表現にすべきとの瀬口委員のご意見がございました。委員のご意見を踏まえ、②を「各跡地の有する特性を活かした産業や機能の立地誘導に必要な用地確保に努める」という表現に修正しました。なお、工業用地もここに含まれているものと考えております。

69 番、70 番では、価値創造型のまちづくりの定義があいまいであるので整理すべきという藤田委員からご意見がございました。価値創造のまちづくりは、ご指摘の箇所以外に素案 51 ページの 24 行目で使われておりますので、そちらとも整合を取った記載内容に修正しました。

8 ページをお開きください。

71 番では、平和希求のシンボルとは何か、発信力が分散されるのではないかと仲宗根委員からご意見がございました。普天間飛行場の跡地整備は、苦難の時代を通じて平和を希求し続けた沖縄の心の再生につながるものであり、その中核となる公園は平和を象徴する存在と位置づけております。なお、沖縄戦跡国定公園とは性格が異なるものと考えており、発信力が分散されないよう検討を進めていきたいと考えております。

72 番では、文章が重複しているので整理してはどうかと仲宗根委員からご意見がございましたので、重複箇所を整理いたしました。

73 番では、新型コロナウイルス感染症等の感染症の専門病院の設立に取り組むという内容を盛り込んでどうかと富川委員からご意見がございました。琉球大学に確認しましたところ、移設する琉球大学病院は既に工事に着手しており、入り口の拡大や動線の確保など感染症対策の強化を設計に反映させていると聞いております。西普天間住宅地区の土地利用につ

いては、既に琉球大学医学部及び同大学病院の整備や宜野湾市施行の基盤整備も着々と進んでいるところであります。なお、委員ご指摘の専門病院設立については、福祉保健部会に申し送りしております。

9 ページをお開きください。

75 番では、立入りにしてもっと積極的な表現に変更できないかと真喜屋委員からのご意見がございました。ご指摘の箇所は現行の跡地利用推進法の概要を説明していることから、原文どおり取り扱いたいと考えております。

以上、駐留軍用地跡地利用に係る説明でございました。

#### **【事務局 高江洲企画調整課長】**

企画調整課長の高江洲と申します。私からは、ただいま説明のありました以外の残りの対応方針につきまして、前回から追加・変更があった箇所を中心にご説明をしたいと思えます。

まず1 ページをお願いいたします。

5 番の「寄与」と「貢献」という文言につきまして統一してはどうかと稲福専門委員のご意見がございました。こちらにつきましては、SDG s の達成やデジタルトランスフォーメーションなどの本県が取り組む施策のプロセスとして関わるものにつきましては「寄与」の文言を用いることとして、それから国や国際社会、国際平和といった大きい概念に沖縄県が理念や方向性として関わるものについては「貢献」を用いることで整理したいと考えております。

41 番、島しょ県として沖縄独自の課題設定や目指すべきところを明記してはどうかと藤田専門委員のご意見がございますが、沖縄独自の固有課題として赤土等の流出抑制、サンゴ礁の保全、海洋ごみ問題への対応課題として記述をしてございます。それから目指すべきところとして、「沖縄固有の海洋環境の保全と人間活動が調和した持続可能な海洋共生社会の実現を目指す」と記載をしているところでございますので、ご了解いただければと思えます。

2 ページをお願いします。

50 番は、米軍活動に起因する環境汚染調査について速やかな調査の実施を記載してはどうかと村上専門委員からのご意見がございました。「必要かつ速やかな調査」ということで、記載修正したところでございます。

54 番、所有者土地問題について、関係団体と連携し取り組むなどの記載を盛り込んで

どうかと高平専門委員からのご意見がございました。「国、市町村、関係団体等と連携し取り組む」と修正記載したところがございます。

続きまして3ページをお願いします。

55番、戦没者遺骨収集活動のため、土地の保護を図るなどの記載を加えてはどうかと喜納専門委員のご意見がございましたが、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律においては、遺骨収集のための開発等の規制というのが設けられていないことから、原文どおりとさせていただきますと思います。

続きまして8ページをお願いします。

74番、駐留軍用地跡地の有効利用に際し、中南部圏域を一体と捉えたマスタープランが必要なのではないかとの高平専門委員のご意見がございました。こちらについては関係部局で横断的な検討が必要となりますので、現時点では検討中とさせていただきますと思います。

続きまして9ページをお開きください。

76番、北部の世界自然遺産について加筆してはどうかと喜納専門委員からご意見がございました。こちらについては、沖縄北部や西表島の世界自然遺産の適正管理というところでご指摘の通り修正追記をしたところがございます。

77番、中城湾港の産業支援港としての機能を追加してはどうかと玉城専門委員からご意見がございましたので、「集積する製造業等の利便性を向上させる産業支援港」と追記をしたところがございます。

78番、中城湾港と那覇港の連携、役割分担について追記してはどうかと玉城専門委員からご意見がございました。こちらは「那覇港との連携、機能分担を図りつつ」ということで追記をしております。

79番、やんばるの森の世界遺産登録について追記してはどうかと仲宗根専門委員からご意見がございました。ご指摘の通り、「令和3年7月に世界自然遺産登録された」というところを追記記載したところがございます。

続きまして10ページの80番、中部圏についての部分でチャンプルー文化という文言を追加してはどうかと仲宗根専門委員からご意見がございましたので、「多様で国際色豊かなチャンプルー文化等」と記載をしたところがございます。

81番、高度な都市機能を分かりやすく記載してはどうかと仲宗根専門委員からご意見がございました。「国際交流都市機能や臨空・臨港都市機能など」、高度な都市機能というこ

とで表現を整えたところでございます。

82 番、宮古圏域の富裕層をターゲットとした観光地の形成は展開の基本方向に記載をすべきではないかと仲宗根専門委員からご意見がございましたので、ご指摘のとおり展開の方向に記載場所を変更いたしたいと思えます。

83 番、沖縄県の現状として健康・長寿のイメージはもう薄れているので、「健康・長寿のイメージが強い本県」という記載ではなく、農畜産物のブランド力を高め、アジアへの販路拡大するという記載にしてはどうかとの仲宗根専門委員からご意見がございました。現在においても、海外から見た沖縄においては健康・長寿のイメージというのはいくらか有しているところから、「健康・長寿のイメージを有している本県」という記載に改めて「農畜産物のブランド力を高め」を追記しているところでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

## **(2) 質疑応答及び審議**

### **【大城部会長】**

ありがとうございました。

ただいまの事務局説明についてご意見、ご質問等ありましたらよろしく申し上げます。オンラインで参加していただいている委員の皆様は挙手ボタンを押してください。こちらから指名いたします。よろしく申し上げます。

高平さん。

### **【高平専門委員】**

8 ページの 74 番、私のほうで中南部圏域の都市計画についてということでご質問させていただいて、今、検討中というところですが、これはどれぐらいの時期をめどにある程度方向性が示されると考えたらよろしいでしょうか。以上です。

### **【事務局 高江洲企画調整課長】**

時期についてどれぐらいをめどにということですが、時期についても含めて少し検討させていただきたいと思えます。

### **【大城部会長】**

高平さん、それでよろしいですか。

### **【高平専門委員】**

承知しました。できるだけ早い時期に検討していただけるとありがたいと思えます。以上です。

**【事務局 高江洲企画調整課長】**

承知しました。

**【大城部会長】**

真喜屋さん。

**【真喜屋専門委員】**

こんにちは、よろしくお祈いします。

6 ページの番号 65 番です。ご修正ありがとうございます。ここで修正文案の赤線を引いてくださったところの下から 3 行目の後ろで「地権者等の生活の安定への配慮」とありますが、「地権者等」と入ってはいますけれども、このように記載しますと地権者が主体的になってしまう印象を受けますので、私のイメージでは地権者に限らず跡地利用の恩恵を受けるのは県民全体だと思っていますので、もし修正が可能でしたら「地権者等」ではなく、県民全体をイメージさせるような表現だといいいかなと思います。ご検討よろしくお祈いします。

**【大城部会長】**

事務局から何か返答ありますか。

**【事務局 與那嶺企画部参事】**

こちらに記載させていただいてる内容は、跡地利用推進法の基本理念ということでその内容を記載されておりますので、そこの基本理念から外れるような文言は書けない状況となっているところです。

**【真喜屋専門委員】**

承知しました。どうもありがとうございます。

**【大城部会長】**

ほかに意見ございませんか。よろしいですか。

僕から 1 つ少し確認ですけれども、金曜日にキャンプ瑞慶覧のロウワープラザ住宅地区の返還について沖縄市と北中城村と地権者で協議会を設けたと、今後の跡地利用についていろいろ話し合いたいと、そういうような記事が載っていたのですが、そうしますと、例えば素案 181 ページの 11 行目から、この跡地についてはこういうふうにご利用したい、この跡地についてはこう利用したいという記載がありますけれども、この辺はそごが出ないのか、大丈夫かなという気がしたのですけれども、それは大丈夫ですか。

この辺のところは、例えば、今後は一体的な開発に向けて協議の場を設けるなど具体的

なことを書かずに、今後決めていくんだというニュアンスのほうがいいのかなと思ったりしたのですが、どうですか。

#### **【事務局 與那嶺企画部参事】**

キャンプ瑞慶覧のロウワープラザ地区の記事が新聞に載っていたというお話ですが、181ページの20行目辺りから「キャンプ瑞慶覧の跡地については」と書かせていただいています。ここはロウワープラザ地区を含めて複数の地区がございまして、それを全て列挙するというのではなくて、代表的な考え方を今、記載させているという形で行っております。

この内容につきましては、今、市町村の意見も踏まえて記載するという形で意見照会をさせていただいているところでございます。

#### **【大城部会長】**

そうですね。ここでこう書いてしまうと地権者とか市町村で、もう前の計画はもう古いので見直したいという人たちが出てくると、報告書にこういうように書いてしまうと少し問題があるのかなと思ったものですから、照会をかけているわけですね。分かりました。

ほかに意見がなければ次の議事に進めたいと思いますが、よろしいですか。

(意見なし)

#### **【大城部会長】**

それでは、次の議事に進みます。

次第3、議事2「県土のグランドデザインと圏域別展開」について、前回で事務局の説明までは終わっていますので、今日は審議から始めたいと思います。

こちらの議事に関しては、新たに稲福委員、玉城委員、仲宗根委員、真喜屋委員から意見が出ております。まず仲宗根委員本人から意見書に関する説明をお願いいたします。事務局からの回答はまとめて最後に行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは稲福さん、よろしくお願いいたします。

### **3 議事 2 (調査審議)**

#### **検討テーマ「県土のグランドデザインと圏域別展開」**

#### **※第3回で議事説明済み**

#### **(1) 質疑応答及び審議**

#### **【稲福専門委員】**

稲福です。前回は欠席して申し訳ありませんでした。昨年3月まで宮古事務所にいまし

たので、宮古圏域の観光について気になるところを今回提出しております。

資料4の1ページになります。素案では223ページの29行目からです。外国人観光客の急増に伴う自然環境、住民生活への負荷の増大について記述がありますがけれども、確かに平成28年以降、大型クルーズ船の寄港や下地島空港が開港したことによって海外からの観光客が来るようになりまして、理由のところにありますように、宮古島市の入域観光客数というのは平成25年度の約40万人から平成30年度には100万人台、確か正確には114万人だったと思いますが、急増しています。5年間で60万人余り増加しています。これは国内客、外国人客それぞれ30万人以上増加しています。観光客の増加は外国人客に限るものではありませんので、表現としては国内客も含めた全体の概要として修正していただければと思います。

それから後段ですが、自然環境への負荷増大や、その対策として持続可能な観光地づくり、そして適正利用のルールづくりが必要ということで、おおむね内容についてはいいと思います。ただ、現状は観光客が急増したことによって、課題としては主に今の段階では受入れ側の態勢づくり、タクシーや駐車場不足。そういう観光客自身というよりは、むしろまだ地元の受入れ態勢が整っていないというのが大きな課題だと思いますので、その表現の中にある「適正利用のルールづくり」、これは持続可能な観光地づくりという中に内容的には含まれると思いますので、ここではあえて強調しなくていいのではないかとということで、その部分は削除しています。以上です。

#### **【大城部会長】**

ありがとうございました。

それでは玉城委員、よろしくお願いします。

#### **【玉城専門委員】**

第6章の素案199ページの18行目ですが、本文としては「北部振興事業の着実な実施により、生産効率の向上や競争力の強化、雇用機会の創出、医療体制の充実強化、魅力ある生活環境の整備…」ということで、これは間違いはないのですが、やはり産業振興に立脚する部分と定住条件の整備に向けたことでの在り方というのはカット、切るべきだと思っております。それにつきましては理由等についても述べさせていただきます。

今年度が期限ですけれども、北部振興事業の中で示されている部分についてもしっかりと産業振興及び定住条件の整備ということで明記されていますので、それに連動したものとしての捉え方という文章表現がよろしいのではないかと考えております。以上です。

### 【大城部会長】

どうもありがとうございました。

それでは仲宗根委員、よろしく申し上げます。

### 【仲宗根専門委員】

では、下の3つについてよろしくお願ひいたします。

素案188ページの16行目からいきますと、「アジアに近い本県は『フロンティア』と位置付けられ、潜在可能性が評価されている」と。「評価されている」という文言が少し引っかかりまして、どこに評価されているのか、誰に評価されているのかというのが分からないものですから、ここは断定してはどうかと。潜在可能性があると変更してはどうかという意見です。

それから、展開の基本方向で199ページの17行目、「世界から選ばれる持続可能な観光地の形成等に取り組む」と。そこで終わっているのですが、上に課題として過疎化と高齢化が進んでいると書いてあります。宮古圏域の場合にも同じように過疎化と高齢化が進んでいるということで、対応として交流人口、関係人口の拡大に取り組むとあります。

ということであれば、こちらにも取り組むとともに、交流人口、関係人口の拡大に取り組むということを追記してはどうかという意見です。

それから214ページの6行目。こちらは南部地域とありますが、例えば28行目には漫湖の話があります。31行目には「日本軍の司令部が置かれ」とありますけれども、首里城の話がないなと思ひまして、この間に首里城公園があつて、琉球王国が築いた首里城は焼失してしまったけれども、復興作業を進めているんだよということを追記してはどうかという意見です。以上です。

### 【大城部会長】

真喜屋さん、お願ひします。

### 【真喜屋専門委員】

第6章につきまして5点ご提案いたしました。最初の2点は全体について、残りの3点は北部圏域について述べています。

まず1点目は、第6章の188ページの8行目あたりです。「環境を保全し、持続可能な発展により生活の質の向上させ」という表現がございますが、ここに跡地利用の観点がないなと思ひました。跡地利用によって県土は大きく変化していますので、県土構造の再編とともにというような内容を加筆してはどうかと考えております。

2点目は、第6章の188ページの11行目あたりです。新たな拠点都市の形成についての表現が書かれたところですが、ここは拝見すると主に社会基盤の整備という印象を受けましたので、この部分に例えば教育や医療の機会の均等や市民福利に関する内容を加筆してはどうかと考えております。

理由といたしましては、昨今、問題になっていますように、本県では子どもの貧困、ヤングケアラー、それから離島出身の生徒たちが安心して学べる場の確保、進学についての問題など非常に問題が山積しております。また、都市部と周辺地域や離島の間にも大きな経済格差がございます。

こうした問題の解消に努めて格差のない多様性のある都市こそが、この振興計画が目指す安全・安心で幸福が実感できる島となるのではないかと考えておりますので、新たな拠点都市のイメージは経済発展の布石となるような基盤整備することと同時に、人間のための経済発展ということも認識することが重要かなと思えました。

例えば持続可能な都市形成に先駆的に取り組んでおります欧米は、環境、文化、福祉というものを軸とした都市形成を行っておりますので、県土のグランドデザインを描くここでもそのような内容を加筆してはと考えております。

続きまして、残りの3点です。これは北部圏域について述べました。

まず1点目は、第6章の199ページあたりです。ここでは名桜大学や国立高専のほか人材育成が図られているということが書かれておりますが、その後に、名護市においては若い世代の郊外への移動による都市の活力低下が懸念されていて、過疎化と高齢化が進んでいると話が進んでいます。

ここに書かれておりますように、北部には名桜大学、国立高専、OIST、恩納村を北部圏域と行政地域としていいのか不確かで、中部に入るのか分かりませんが、3つの高等教育機関が今あります。ということは、3つの高等教育機関がありますので、若い世代がこの地域にいるはずだと思いますが、過疎化や高齢化が進んでいるということは非常に残念なことです。これに続きます展開の基本方向のところ、これらの大学で学ぶ学生たちの卒業後の北部での定着化について検討するような視点があってはどうかと考えております。

その理由といたしましては、例えば名桜大学について申しますと、毎年の新入生の6割強は、数字でいいますと250~300人程度は県外出身者で、これは私が知っている限りでは琉球大学より少し多い割合になっていたと思います。この人数に加えまして、沖縄県内の

中南部や離島から進学してくる学生さんたちが北部に居住するわけです。しかし、この方たちが卒業後どうなるかというほとんどが北部から出てしまうということですので、この若い人たちがわざわざ来てくれるというチャンスをうまく生かせるような展開の基本方向を検討する視点が重要かなと思っております。

ちなみに、同じような現象が京都府で起こっておりまして、京都府は早い段階から大学が中心になりまして、京都は京都の南側に大学の9割が集中しており、北部の過疎地域には1校しか大学がございません。中心部の9大学と北部の1校が連携いたしまして、行政、京都府、京都市、経済団体が共同で大学で学ぶカリキュラムを開発いたしまして、京都で学んだ学生を京都で就職してもらうということをやっております。非常に先進的な取組は琉球大学が早くも取り入れておられます。このようなことを北部の高等教育機関が行政とともに、北部の12市町村とともに考えるという視点が重要かなと考えております。

2点目、第6章の198ページでございます。自然環境の保全について森林や世界遺産、文化について記述がございますが、海についてはないかなと思いましたので、辺野古の問題もございますので、海についても記載してはどうかと考えております。

最後の点です。第6章の199ページの14行目あたりで北部医療の展開の基本方向について述べているところですが、基本方向の展開の中で医療について少しご提案したいと思いません。

次の沖振計では、ICTの活用というのも非常に重要な点として捉えておられます。ICTを活用しますと、病院を建設するというハードの施設を造ること以外にも、ICTを活用して機関病院から離れた地域でも細やかな医療を提供できるということが、既に他府県では実例がございます。そうした内容も加筆してはどうかと考えております。

例えば長野県ではモバイルクリニックということをやっておりまして、ICTを活用して、看護師が基幹病院まで来られないような高齢者がいる過疎地域に行きまして、オンラインで基幹病院の医師と結んで診療を行って、薬の処方まで行うということをやっておりますので、このようなICT活用の方向も加筆してはいかがかと考えております。よろしくをお願いします。

#### **【大城部会長】**

どうもありがとうございました。

それでは企画調整課、説明をお願いします。

#### **【事務局 赤嶺主幹(企画調整課)】**

企画調整課の計画班の赤嶺と言います。よろしく申し上げます。

稲福専門委員からご指摘のありました伊良部大橋の開通であったり、本土直行航空便の新規就航・増便等の部分につきましては、ご意見のとおり修正したいと思います。また、適正利用のルールづくりにつきましても、持続可能な観光地づくりの大枠に含まれるでしょうということでありましたので、そのように修正したいと考えております。

また、次に玉城専門委員から、北部圏域の展開の基本方向の中の北部新興事業にかかって産業振興と定住条件の整備というのを北部新興の事業と連動して、しっかり明記すべきではないかとのことご指摘がございました。ご指摘のとおり修正したいと思います。

また、仲宗根専門委員から、潜在可能性が評価されているではなく、潜在可能性があるかと断定したほうが良いというところがございますが、ご指摘のとおり修正いたします。

また、持続可能な観光地の形成に加えて、交流人口・関係人口の拡大について北部圏域においてもしっかり記載するべきではないかというところにつきましても、その旨追記したいと考えております。

また、南部圏域の主な特性と課題の中で、首里城の焼失したことや復興作業を進めていることについて追記したほうが良いというご指摘がありまして、その旨追記したいと考えております。

また、真喜屋委員から、第6章の前文で跡地利用の県土構造の再編だったり、教育や医療の機会の均等や市民福利に関する内容を加筆してはどうかと。少し前後のバランスも見させていただいて検討したいと思っております。

また、北部圏域の若い世代が郊外へ移動して活力が低下していると。また、学生たちが北部に定着する、海についても記載してはどうか、医療の部分につきましては関係部局と展開の基本方向については確認する必要があると考えておりますので、持ち帰って検討したいと思っております。以上になります。

#### **【大城部会長】**

どうもありがとうございました。

委員からのご意見や事務局からの説明につきまして、何か委員の皆さんからご意見や質問等ありますでしょうか。ある場合は挙手をお願いいたします。

稲福委員、よろしく申し上げます。

#### **【稲福専門委員】**

細かい話ですけども、先ほど真喜屋委員のご質問の中で気になった199ページの9行

目、「名護市以北の地域においては、過疎化と高齢化」という表現があります。この「名護市以北」という表現ですけれど、前ページの198ページの27行目、「名護市以南では人口が増えている」、これは名護市は人口が増えているけれども、それより北のほうでは減っていますよという意味かなと。どちらにも名護市が含まれるような表現に見えるので、その辺を事務局、どちらが正しいのか教えていただきたいと思います。以上です。

**【大城部会長】**

事務局、いかがですか。

**【事務局 赤嶺主幹(企画調整課)】**

名護市以北の国頭3村や離島というのは人口が減っているというのがございます。

統計を取ったところが、確か平成27年度の国勢調査をベースにこの文言を書いているところがありますので、また、最新の速報値が出ていますので、そこの辺りも確認しながら、この表現を改めたいと思います。

**【稲福専門委員】**

要するに、「以北」という言葉は名護市を含むんですね。

**【事務局 赤嶺主幹(企画調整課)】**

はい。

**【稲福専門委員】**

だから言葉としては、例えば「嘉手納より南」などは基地返還で表現を使いますが、嘉手納飛行場より南という場合は嘉手納飛行場は入らないわけですね。名護以南は増えているけれども、名護市より北側では減っていますよということだと思しますので、その辺、ご検討をお願いします。以上です。

**【事務局 赤嶺主幹(企画調整課)】**

分かりました。ありがとうございます。

**【大城部会長】**

事務局、それはいいですね。

それでは島袋さん、よろしくをお願いします。

**【島袋副部会長】**

199ページの18行目から19行目で、先ほどからの議論で北部圏域の話です。

「雇用機会の創出」という言葉ですが、これに換えてか、あるいは追加でもいいのですが、北部の企業の方々から声が届くのは人手不足です。北部にどんなに募集をかけても若

い人が来てくれないと。

ですから、沖縄全体では失業率が高いので働く場所がないという印象があるかもしれないのですが、一部の企業には人手がいなくて事業の継続が厳しいと、これが一番の課題。求人コストも非常に高く、それに見合った効果が得られないという声が非常に多いのを感じますので、雇用機会の創出としてしまうと、人がいなくて困っているのにますますそこにライバル企業を誘致するのでどうなんだろうと。両立するのであればそのような政策も必要ですけど…。

とはいえ、雇用機会の創出だけではないというのも県の方々にも分かっていたきたいので、人手不足に悩む企業への人材供給とか、何か人手不足であるというのが分かる文言をこちらに追記していただけたらなと思います。以上です。

**【大城部会長】**

事務局から何か。

**【事務局 赤嶺主幹(企画調整課)】**

ご指摘のとおり、人材の確保というのは重要なところだと思いますので、関係部局にも確認して追記を検討したいと思います。

**【大城部会長】**

島袋さん、それでよろしいですか。

**【島袋副部会長】**

はい。

**【大城部会長】**

では真喜屋さん、よろしくお願いします。

**【真喜屋専門委員】**

先ほど稲福専門委員が追加でご指摘くださいましたので、そのとおりでございます。「以北」とありましたので、その前半に「以南のところでは増加」とあったのですが、名護も含むということかなと思って述べました。

また、そんなに大勢ではございませんけれども、大学の周辺の今帰仁とか本部辺りに住んでいる学生さんもいますので、琉球大学が積極的に取り組んでおられますように、せっかくこの北部の大学も若手の人たちが参りますので、何かこれを北部の活性化につなげられるような展開の方向が加筆されるといいと思います。よろしくお願いします。

**【大城部会長】**

高平さん、よろしくお願いします。

### 【高平専門委員】

真喜屋先生と少しかぶってしまうのかもしれないですけども、前回、私のほうで中南部圏域の都市計画マスタープランについてという質問をさせていただいて、一応検討中ということだったのですが、跡地利用とこの県土全体というのは、特に中南部の話になると切っても切り外せない話だと思いますので、この第6章の県土のランドデザインと圏域別展開の中にも、ある程度、中南部圏域を意識した表現が必要になってくるのではないかと。

跡地利用は跡地利用で単独で成しえるものではないと思いますし、中南部でもう既に返還されている土地を含め、既存の住宅地や商業地、工業地との一体性というものもある程度考慮した上でのマスタープランが一つ必要になってくるのではないかとこの考えを持っていますので、1番で県土全体の基本方向、2番で県土の広域的な方向性、3番で圏域別展開という流れになっています。2番の中に入れるか3番の中に入れるか、少しそこは判断迷うところではありますが、やはり何らかの形で中南部都市圏の展開というのをここでも盛り込む必要があるのではないかと考えます。以上です。

### 【大城部会長】

いかがですか。事務局で何か。

### 【事務局 赤嶺主幹(企画調整課)】

ご指摘ありがとうございます。中南部一帯の部分や跡地利用の部分というのが県全体の部分であったり、広域的な部分で各圏域にしっかり記載するべきではないかというお話だと理解しております。

県全体の部分にでも跡地の部分であったり、広域的な方向でも特出しさせていただいてるところがありまして、補足的な説明になりますが、中部圏域だと、例えば207ページの32行目から書かれており、その展開の基本方向から208ページの6行目までが中部圏域の総括的な展開の基本方向になっていまして、それぞれ書かれているところがございますが、その中の208ページの3行目の部分で「中南部都市圏を一体の都市として捉え」の部分であったり、215ページ目の22行目に南部圏域においても「中南部都市圏を一体の都市として捉え」と重要性があるということで、記載しているところがございます。

### 【大城部会長】

今のはよろしいでしょうか。高平さん。

**【高平専門委員】**

やはり違和感がありますね。南部圏域のほうが狭い、中部圏域のほうが狭いのに、その狭い方向の補足のところに中南部という大きい範囲が入っているのは、何かおかしくないですか。

いうまでもなく、中南部というのは中部と南部より大きい範囲ですよ。その大きい範囲の中部圏域の補足、南部圏域の補足というのは、何か順番がおかしくなっているような印象を持ちますが、いかがでしょうか。

**【事務局 赤嶺主幹(企画調整課)】**

説明があまりよくなくて申し訳ありません。

趣旨としましては、先ほど 192 ページの広域的な方向のところに中南部都市圏という項目があるということを前提に、圏域別には記載がないのかということ、圏域別にも記載しております、とお話させていただいたところになります。

**【大城部会長】**

高平さん、よろしいですか。

**【高平専門委員】**

はい。

**【大城部会長】**

ほかに委員から質問、意見等ございますか。

喜納さん、よろしく申し上げます。

**【喜納専門委員】**

大分戻ってしまいますが、188 ページに第 6 章の前文のような箇所があるんですけども、14 行目から「様々な地域特性を優位性へと転化し」で始まる段落で、何度読んでも意味が分からなくて。なぜ分からないのだろうと思ったときに、何のフロンティアなのか、何の潜在可能性なのかが少し判然としないですね。

恐らくおっしゃっていることは、アジアに近いということで国境という観点から国際的なフロンティアなのかもしれないし、労働力あるいは市場、いろんな可能性がありますけれども、少しそこを明確に記載していただいたほうがいいのではないかと思いました。以上です。

**【大城部会長】**

いかがですか。

**【事務局 赤嶺主幹(企画調整課)】**

おっしゃるとおり、少し分かりづらいという部分があると思いますので、アジアに近い地理的優位性だったり、日本の中でも若年層が多いとか、そういうような国の基本方針の中でも、フロンティアとして位置づけられるという文脈からきています。

**【喜納専門委員】**

そうですね。

**【事務局 赤嶺主幹(企画調整課)】**

なので、少し文言について修正等を検討したいと思います。

**【喜納専門委員】**

一番分からないのが、「人口減少局面に転じた中、アジアに近い本県は」ときているので、人口減少からのこのつながりが少し判明しないというのと、「評価されている」といったときに誰が評価しているのかが少し分からないというところです。

**【事務局 赤嶺主幹(企画調整課)】**

ご指摘ありがとうございます。

**【大城部会長】**

では、検討をよろしくお願いします。

藤田さん、よろしくお願いします。

**【藤田専門委員】**

ありがとうございます。

第6章全般ですけれども、「県土のグランドデザインと圏域別展開」というタイトルがついているのですが、この県土全体に対するビジョンと圏域別のそれぞれの目標といいますが、展望とのここを結びつけるものがもう少し分かるような部分があってもいいかなと思います。

結局ばらばらですよ。先ほどの高平委員の中南部を一体として考えるというご指摘にもありましたけれども、それぞれの圏域別、それぞればらばらに落とし込まれて終わりになっているように見えてしまう章全体のつくりになっているので、それぞれの圏域の特徴を生かしつつ県土全体がどう見えてくるのか、あるいはどう見せたいのかというところを、もう少し誰が読んでも分かりやすくなるような、そういう部分があってもいいのかなと思いました。

これはなかなか難しいのかもしれませんが、ご検討いただければと思います。

よろしく申し上げます。

**【大城部会長】**

では、検討してということですね。

**【事務局 赤嶺主幹(企画調整課)】**

はい。

**【大城部会長】**

ほかに何かご意見ありますか。なければ、私から少し確認したいところがあります。

まず一番分かりやすいところで、207 ページの 24 行目に「東海岸地域においては…新たな産業用地や住宅地の確保が課題となっている」という記載がありまして、それから 215 ページの 12 行目、南部圏域のところにも「市街化調整区域を多く有する市町村においては、新たな産業用地や住宅地の確保が課題となっている」という記載がありますけれども、これについては今日、高平委員の質問に対してマスタープランについて返事がありましたが、それもマスタープランの中で検討していくという形で理解でいいのかどうかですが、いかがでしょうか。

**【事務局 赤嶺主幹(企画調整課)】**

実際、市町村の皆さんに話を聞いても中部圏域であれば北中城村、中城村も那覇広域都市計画区域になっているというところがあり、南部圏域でも、豊見城市だったり、いろいろな地域で用地の確保が難しいという話もございますので、そういう現状を踏まえて記載しているというところです。

**【大城部会長】**

那覇から離れるにつれて都市の使い方が難しくなるというか、何かやろうとしても調整区域だからできないということが結構あるので、それもそういうことを何とか是正しないとといけないという形で今のような課題があると記載したのかなと思ったものですから、それに対する解決というか、どういう方向でそれを解決するつもりだという何かサジェスションとかそういう記載もあってもいいのかなと思ったものですから、少し検討していただければと思います。

それからもう 1 つです。これは僕の意見で、例えば 190 ページの一番上に「世界水準の拠点空港化及び国際流通港湾機能を強化する」、そして「那覇空港・那覇港を中心とする南部西海岸地域については…今後も大きな発展が見込まれる」と書いてありますけれども、コロナ前だとオーバーツーリズムの話が結構盛り上がるというか、課題になっていたんで

すよね。

ですから、もしコロナが収束して、さらに前と同じように、前以上に観光客が来るようになると、また同じようなオーバーツーリズム、そういうような課題が那覇市で起きるのではないかという気もするわけです。那覇に何か過度の集中をしているような感じがして、もう少し機能分散みたいなことを考えてもいいのかなと。あのときは多分、観光客が来てレンタカーを借りるのにかなりの時間を待たされたという話もありました。

そういう意味で、那覇市の過度の集中、今はいいんですけど、もしコロナ収束後、またそういうような問題がぶり返すのではないかという心配があるものですから、そういう認識もその辺を書いていてもいいのかなと思いました。

それと関連して、観光客も那覇港中心じゃなくて、例えば下地島空港に誘導する、八重山のほうに誘導するという形で、那覇からの分散みたいな視点もあってもいいのかなと思って、これは少し検討してみてください。

**【事務局 赤嶺主幹(企画調整課)】**

はい。

**【大城部会長】**

ほかに意見がなければ、次の議題に移りますが、よろしいでしょうか。

それでは議事を進めます。

次第の4、議事3 「固有課題克服のための行財政システムの強化・拡充及び政策金融の活用」「計画の効果的な推進」について、事務局から説明をお願いします。

**4 議事 3 (調査審議)**

**検討テーマ「固有課題克服のための行財政システムの強化・拡充及び政策金融の活用」  
「計画の効果的な推進」**

**(1) 議事説明**

**【事務局 宮城副参事(企画調整課)】**

企画調整課副参事の宮城と申します。よろしく申し上げます。

素案185ページ、2の「(1) 沖縄振興特別措置法の活用」、186ページ「(3) 地域に根ざした政策金融の活用」について資料5を用いて説明したいと思います。

まず1ページ目、沖縄振興特別措置法の概要についてです。

ご覧のように、沖縄振興特別措置法Ⅰの総則からⅩの附則、沖縄振興審議会など、そういったことで多岐にわたって規定がされております。特にⅢ産業の振興のための特別措置

からⅧ沖縄振興の基盤の整備のための特別措置まで、幅広い分野の特別措置等を規定した総合的な振興策を規定している法律となっております。

その中に、Ⅲで税制の優遇措置を規定している地域特区などが3で産業高度化・事業革新促進地域など、そういったもので規定がされております。また高率補助や一括交付金、この辺も沖縄振興の4つの重要なツールですけれども、これはⅧ沖縄振興の基盤の整備のための特別措置に規定がされているところでもあります。全体的にはこういう法律概要の位置づけになっております。

2ページをご覧ください。

これは沖縄振興を支える基盤の整備ということで、社会資本等の整備に活用されている高率補助制度の内容となっております。本土復帰後の第1次振興開発計画から現在の沖縄21世紀ビジョン基本計画、第5次振興計画までこの高率補助が活用されております。これにより地方負担を軽減しつつ社会資本などの整備を促進し、これまで50年間にわたって様々な整備が進み、本土との格差是正には大きく貢献しているというところでもあります。

緑で囲まれている上は今まで活用してきた社会基盤の整備のものですけど、今後の活用で下にも今後の沖縄振興の課題ということで高率補助を活用できないかと、今、制度提言をしているところでもあります。

3ページをご覧ください。

ここは県、市町村の自主性・主体性が発揮できる沖縄振興交付金、いわゆる一括交付金の概要となっております。これは現振計、沖縄21世紀ビジョン基本計画から適用されておりますが、左側の沖縄振興特別推進交付金、これはソフト交付金と言われているものです。このソフト交付金については、沖縄の特殊な事情から発生する課題解決に活用されて、産業の振興から教育、福祉、防災など多岐にわたる分野において多くの成果が上がってきているところです。

写真で真ん中に那覇クルーズターミナルビルと書いています。これはビジョンについてはこちらではなく隣のハード交付金にありますので、これは訂正いたします。離島児童生徒センター、離島の津波防御施設はソフト交付金で整備をしております。

右側は沖縄振興公共投資交付金でハード交付金というものであります。これは各省庁の一定規模以下の公共投資補助金を一括して県、市町村が主体的な判断の下、実施する事業を選択できるということになっております。実情に応じた重点的なハード整備に活用しております。圏域の拠点病院、八重山病院、モノレールの延長、そういった重点的なものの

整備について活用しているということでもあります。

この一括交付金制度については、県内全41市町村が高く評価をしております、次の沖縄振興においても強い存続意見があったところでもあります。

4ページ目は、民間主導の自立型経済の構築を推進する「沖縄関係税制」の概要となっております。左側に現在の13の優遇税制一覧となっております。リーディング産業の振興や県内への企業誘致のインセンティブ、県民の生活の安定、沖縄の不利性の解消、そういったものに活用されて効果を発揮しているところでもあります。

令和元年度の国税の適用額については合計で298億円、55%は航空機燃料税の軽減ということで、これで観光誘客にも非常に役立っているところでもあります。

5ページ目は、沖縄振興開発金融公庫の政策金融による概要となっております。

沖縄振興開発金融公庫は、4ページまででご説明した沖縄振興特別措置法に基づく税や財政面の措置と並んで沖縄振興を推進する車の両輪として重要な役割を担っております。真ん中に書いてありますが、沖縄の地域課題に即した34の独自制度による金融支援や幅広い分野の政策金融、本土でいうと住宅公庫や中小企業専門の公庫、そういう縦割りになっているところを、沖縄振興開発金融公庫はワンストップで全て持って提供しております、沖縄振興を資金供給面から強力にサポートをしているところでもあります。

また最近、特筆すべきなのは、コロナ禍によって本県経済がかつて経験したことのない大きな打撃を受けているところですが、これに対応した緊急融資ということで、真ん中の右側に書いてあります令和3年3月末現在で1万3,000件余り、約2,800億円の融資を行ってセーフティネット機能を発揮しているところでもあります。

また、新たな沖縄振興においても、公庫の組織の存続、それから機能強化は不可欠であると考えております。

最後に参考までですが、6ページ目で沖縄振興予算の仕組みを示しております。

左側に他県の国庫予算を書いてありますが、ここの違いで国の沖縄振興予算については沖縄振興策を総合的かつ計画的に推進するために、各省所管の施設整備事業を中心に内閣府沖縄担当部局予算として一括で計上しております。その後、予算化されたら各省に移し替えをして執行していくことになっています。

また、内閣府が直接執行をしている貧困対策などの直轄事業の予算、これは一番右端に府予算計上と書いています。また、一括交付金については沖縄担当部局の予算として計上しているところでもあります。

以上が(1)、(3)の説明となります。

#### 【大城部会長】

どうもありがとうございました。

次は城間さん、お願いします。

#### 【事務局 城間班長(企画調整課)】

企画調整課の城間と申します。よろしくお願ひいたします。

私からは、第5章の安定的な自主財源の確保と第7章について説明させていただきます。  
資料1の新たな振興計画(素案)抜粋版です。

187ページをご覧ください。

(4)安定的な自主財源の確保についてです。3行目から7行目までは、本県の自主財源の状況について記載をしております。地方自治体の自主財源等から算出される令和元年度の基準財政収入額を人口当たりで見ると、本県は全国最下位の収入額となっております。また、本県の財政力指数については全国平均の7割程度の水準となっており、本県は国の財政制度に依存した脆弱な財政構造となっております。

8行目をご覧ください。県内市町村の財政力指数についても同様の構造にあり、県内においては都市と町村間、あるいは本島と離島間での財政力の格差が大きく、離島町村は特に厳しい財政構造となっております。

11行目をご覧ください。多様化する県民ニーズに柔軟に対応し、自主性・主体性の下で政策決定をするためには自主財源の確保や予算の効率的執行などが重要となります。このため地域特性を生かした産業の振興をはじめ、企業利益を地域内に還元する仕組みの構築など、創意工夫等により財政基盤の安定化に向けて取り組むこととしております。

15行目以下については、PPP/PFIやSIB(Social Impact Bond)など、官民連携による新たな財源の確保や有効活用を基本方向に、民間事業者のノウハウや資金を活用する事業手法の導入について記載をしております。

続きまして、238ページをご覧ください。第7章、計画の効果的な推進について記載してございます。

まず1番としまして、沖縄振興特別措置法と本計画の関係について記載しております。本計画は「沖縄21世紀ビジョン」において掲げる5つの将来像の実現と4つの固有課題の解決を図り、本県の自立的発展と住民が豊かさを実感できる社会を実現するため、県が主体的に策定する計画となっております。同時に、沖縄振興特別措置法に位置づけられた沖

縄振興計画となることを想定しており、現行計画と同様に内閣総理大臣が決定する沖縄振興基本方針に基づくことを想定してございます。

14行目、2番として計画の効果的な推進(1)実施計画等の策定についてです。本計画のアクションプランとなる実施計画等について記載してございます。

実施計画は3年ごとに策定するものとしております。基本計画の期間は10年となっておりますので、実施計画の期間は3年・3年、最終の実施計画は4年ということになります。また、実施計画においては施策効果等を検証するため成果指標等を設定することとしております。

(2)計画の進捗管理と見直しについてです。

アジアのダイナミズムや社会リスクなど経済経済情勢の変化に対応し、「沖縄21世紀ビジョン」の実現を確かなものとするため、実施計画の中で設定する成果指標の達成状況等に基づき、毎年度の施策等の検証を行うこととしております。

31行目、基本計画の折り返しとなる5年後をめどに毎年実施をするPDCA等を活用した計画の検証を行い、必要に応じて計画の改定を行うことを記載してございます。

説明は以上です。

## **(2)質疑応答及び審議**

### **【大城部会長】**

どうもありがとうございました。

こちらの議事については、玉城委員、村上委員、真喜屋委員から意見が提出されていません。

まず玉城委員からお願いします。

### **【玉城専門委員】**

私からは、第5章、186～187ページにかけてということで、先ほども事務局から資料5で沖縄公庫の説明があったところですが、まさにそこに示されているとおり、沖縄公庫の存続は非常に大事であるとの認識があれば、沖縄公庫が担っている役割の中で、今、全世界で問題になっているコロナが経済に与える影響をしっかりと踏まえた金融支援を印象づけるほうがよろしいのではないかと感じました。

それと187ページ、非常に細かい話ですが、自主財源が乏しいことはずっと続いていることですが、現時点で脆弱であるという表現で強調するよりも、これまでの振計でもそれ

を認識しながら政策的な展開を図ってきた。それを踏まえながらも脆弱な財政構造が継続しているという言葉に置き換えたほうが、今後とも必要だという意識づけになるのではないかと感じました。言葉尻りという捉えられ方もするかもしれませんが、そこは続いているという表現がよいのではないかとということです。

238 ページ、一番最後に「本計画は」ということで4～6行目にかけて、沖縄振興特別措置法と本計画の関係性はまさにそのとおりですが、法律との関係性においてどういう体系づけがなされているのか。総説にもありましたけれども、10年前の計画と違うのはSDGsを相当意識して、そのビジョン、それと基本計画の中で連動させることがしっかり言われていますので、この中でも体系的な整備という表現においては、SDGsとの関係性をしっかり入れ込んだほうがいいのではないかと感じました。以上です。

#### **【大城部会長】**

ありがとうございました。

次は村上委員、よろしくお願いします。

#### **【村上専門委員】**

185 ページの27～29行目に離島地域など特殊事情による「不利性」の解消に寄与し、とあり、かぎ括弧の「不利性」が次の段にも出てきます。前の項目に条件不利性がありますが、かぎ括弧の「不利性」は何を意味しているのかが分かるように、どこか少し前に明示したほうがよいのではないかと思います。以上です。

#### **【大城部会長】**

ありがとうございました。

次は真喜屋さんから出ています。

#### **【真喜屋専門委員】**

お願いします。2点のご提案をしました。1点目は、村上委員からもご指摘がありましたが、不利性についてのところですが、

私は、不利性の背景について、離島地域などの特殊事情だけが表記されていますが、ここに基地の存在のようなものを加筆してはどうかとご提案します。

理由としては、この部分は沖縄振興特別措置法を活用する背景を概観的に記述している部分だろうと思います。そうすると、離島地域であることももちろんですが、基地が存在することが沖振法があることの大きな背景にあると思いますので、その点の加筆が必要だと思います。

また、離島地域のみを書いていますと、例えば九州では長崎などの離島県がほかにもございますので、なぜ沖縄だけに50年以上も特別法を適用するのかと、きちんと明確にする意味でも基地の存在は書けるようでしたら加筆する必要があると思います。

次は、第5章の187ページの12行目あたりです。本文では、「地域特性を生かした産業の振興をはじめ企業利益を地域内に還元する仕組みの構築」とあります。地域特性を生かした産業の振興は非常に重要だと思いますが、それだけではなく、振興した後に多くの場合は、例えば大手の県外企業がやってきて似たようなものを協力してつくって、結局、県外から製品を出すことも多く起きているのが過去に問題になっております。ですので、ここに地域内産業連関を形成するという内容を加筆してはいかがでしょうかと思います。

地域内産業連関につきましては、第1次産業から第6次産業まで全部沖縄の中で、もしくは地域の中でできる仕組みが達成できるのは自立経済にも結びつくと思いますし、実際に沖縄県内では読谷村は紅芋で村おこしをしています。第1次産業の紅芋を生かして地域内で産業を興して、ご承知のように御菓子御殿は大変大きな利益を上げておりますので、そういうこともイメージされた内容を加筆してはいかがでしょうかと思います。以上です。よろしくをお願いします。

#### **【大城部会長】**

ありがとうございました。

それでは、事務局から説明をお願いします。

#### **【事務局 宮城副参事(企画調整課)】**

まず玉城委員から、186ページの公庫のセーフティネットの件のご提案がありました。先ほど説明したとおり、コロナウイルス感染症対策の緊急融資が非常に大きくなっている事実はございます。

ただ、この振興計画は10年使うことを考えておりますので、今後もコロナの変異株も出てきていろいろな感染症も出てくるかもしれませんので、新型コロナウイルスを書いてずっと使うかどうかは検討させていただいて、どう選ぶかは考えさせていただきたいと思います。

それから、村上委員の不利性の部分です。不利性については、沖縄の特殊事情による不利性となっております。素案238ページの1の3パラグラフ目に、4つの特殊事情が書いてあります。4つの特殊事情というのは、戦後27年間、我が国の政権外であったという歴史的事情、それから台風常襲地域、塩害があるという亜熱帯地域である自然的事情、島し

よが南北 400 キロ、東西 1,000 キロに散在している地理的事情、そして基地が集中している社会的事情、この 4 つを特殊事情として 50 年間やってきているところでもあります。

これについては沖縄振興特別措置法、次の 10 年間でまた制定してくださいということで県としても要望しているのですが、特殊事情は依然変わっていないということでやっていく予定です。そういうことを踏まえて不利性はこの 4 つが残っているということで、県は新たな沖縄振興の特別措置法の制定を求めているところでございます。ですので、ここに具体的なことを書くよりは、依然として続いていることを後ろの 238 ページの 4 つの特殊事情や内閣府も明確に変わらずに明示していますので、そのままだでもよろしいかと考えているところでもあります。

それから、真喜屋委員からも不利性で基地のことも加筆してはとありましたが、先ほど説明しましたように、4 つの特殊事情のうち社会的な事情はまさに基地が集中しているところで、沖縄の都市計画や生活に支障を来しているところが社会的な特殊事情ということで、これも国も認めてホームページ等で明示していますので、これについては含まれているということでご理解をいただきたいと考えております。以上です。

#### **【事務局 城間班長(企画調整課)】**

玉城専門委員からご意見がございました、187 ページの自主財源の確保の関係ですが、自主財源の確保に向けた努力をしてきたものの、まだ達成されていないといったことが分かるような表現がよいのではないかとのご意見でした。これについては持ち帰りまして関係部局と調整して、どういった表現が可能なのか検討させていただきます。

同じく玉城専門委員から、第 7 章で基本計画と SDG s の関係についても記述が必要ではないかとのご意見でした。これについても持ち帰りまして、どのような表現が可能なのか検討させていただきます。

真喜屋委員から、187 ページの地域特性を生かした産業振興について、地域内産業連関、域内循環等についても記載が必要ではないかとのご意見でした。これについても持ち帰りまして関係部局と調整をさせていただきます。どうもありがとうございます。

#### **【大城部会長】**

ありがとうございました。

委員からの意見や事務局からの説明についてご意見、ご質問がありましたらよろしくお願ひします。

村上さん、お願いします。

### 【村上専門委員】

ご説明いただいた不利性は分かりますが、特殊事情のところを出していますよね。かぎ括弧で「不利性」としているのです、これが4つの特殊事情だということを書いたほうが分かりやすいのではないかとということでご意見を出しました。多分、県の方は当たり前なのでという感覚かもしれませんが、分かりやすくしたほうがいいのではないかと意見です。その意見を踏まえて、やはり要らないということであれば、それ以上は申し上げません。以上です。

### 【大城部会長】

検討してみてください。

### 【事務局 宮城副参事(企画調整課)】

先ほど説明したのは238ページの後ろに出てきますので、もう少し前に明記して分かりやすくするように前向きに検討したいと思います。

### 【大城部会長】

稲福さんも手が上がっていましたが。

### 【稲福専門委員】

事前に意見は出していないのですが、今のお話を聞いていて私も少し気になったのがあったので発言させていただきます。

先ほど城間班長から、資料5で一括交付金の重要性や予算計上の一括計上の仕組み等を説明していただいたのですが、素案の187ページとの関係で言いますと、沖縄振興に必要な一括交付金や一括計上の重要性は、この187ページの「(4)安定的な自主財源等の確保」のところの説明するとなると非常に分かりにくい。

どういうことかと言いますと、4つのパラグラフがありますが、最初のパラグラフの3行目は県の財政が厳しい。2つ目は市町村もさらに厳しい。そのために多様化する県民ニーズや自主性・主体性の下で政策決定するためには、自主財源の確保、それによって税源を涵養し、そのためには産業振興や域内に還元する仕組みづくりをするために、沖縄振興が必要だというロジックが、交付税の制度と沖縄振興を同じテーブルで論じているものですから、このページだけで一括交付金の重要性を説明するのは非常に難しいと思います。

どういうことかという、交付税は全国一律の仕組み、要するに基準財政需要額、収入があっても需要があっても、その足りない分は交付税でみますと。ですから、もちろん収入が多ければ多いほど、細かくなりますが、75%しか算入されませんので、基準財政収入額が

大きいほど自由に使えるお金が増えるということで、そうすると 11 行目にある多様化する県民ニーズ云々と、何も沖縄県だけの話ではなく、全国どこでも同じようなニーズがあって自主財源が必要です。その中でなぜ沖縄だけが一括交付金、各省計上ではなく一括計上が必要なのか。全国一律の制度ではカバーできない沖縄県の実情や特殊事情など、そういったことを 187 ページで重複しても構いませんので、ロジックとして組み立てていかないと、昨今は金額がクローズアップされますけれども、制度そのものの仕組み、存続させるための理屈として弱い感じがします。

ここは非常に大事なところだと思いますので、事務局でしっかり工夫していただければと思います。長くなりましたが、以上です。ありがとうございました。

**【大城部会長】**

城間さん。

**【事務局 城間班長(企画調整課)】**

稲福専門委員、ありがとうございます。説明の仕方がよろしくなかったと思います。申し訳ございません。

稲福専門委員からお話がありました一括交付金につきましては、資料 1 の 185 ページの 17 行目に、2 固有課題克服のための行財政システムの強化・拡充及び政策金融の活用で、18 行目から「本県が抱える特殊事情から派生する固有課題は、本県の不断の努力に加え、国の責務として解決が図られるべき課題である。これらの課題は、他都道府県の行政課題とは性格を異にしており、全国一律の政策によっては十分な効果が得られない。」と、一応記載はしておりますけれども、ご意見を踏まえて整理をさせていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

**【大城部会長】**

稲福さん、よろしいですか。

**【稲福専門委員】**

はい。

**【大城部会長】**

島袋さん、よろしくお願ひします。

**【島袋副部会長】**

187 ページの 12～14 行目のところですが、自主財源の確保や予算の効果的執行等の重要性を書いていますが、財政基盤が不安定なのは沖縄県だけではなく日本全体の話で、原因

は社会保障関係費の自然増なので、そこに全く触れないのもどうなのか。

要するに、財政基盤が不安定なのは、歳入が少ないけれども、高齢化で支出は年々増大して減少する見込みがあと10年ないですよ。そこに一切触れずに財政の話、産業振興や企業利益の地域内還元だけに触れて終わるのは、一般的に理解が難しいのです。難しいかもしれないですが、社会保障費の適正化のような、社会保障関係費は全然分かっていないわけではないことが分かるような文言を少し入れたほうがいいのかという意見です。以上です。

**【事務局 城間班長(企画調整課)】**

島袋委員、ありがとうございます。ご指摘のとおりだと思いますので、ご意見を踏まえて修文を検討いたします。

**【大城部会長】**

玉城さん。

**【玉城専門委員】**

先ほど公庫の存続も含めた役割について新型コロナのところで入れたらどうかと、過度にはこだわらないのですが、先ほどの事務局の説明だと、コロナ禍の問題は時限的に現在起こっていることで10年後はよく分かりませんよねという理解で説明を受けたのですが、その割には素案の第1章、第2章でも相当のボリュームで新型コロナの影響を受けて、それが課題であり今後はどうするかとあるんですね。

具体的に言うと大変ですが、かなりのボリュームを割いてそれを言及していることからすると、公庫のところだけ10年後は分からないからというよりも、まさに世界中でこれが問題化していることを全面に訴えることが、そこまではわかることでもないのかなと感じております。以上です。

**【事務局 宮城副参事(企画調整課)】**

分かりました。また再検討させていただきたいと思います。

**【大城部会長】**

ほかに委員の皆さんから質問や意見はありますか。

仲宗根さん、どうぞ。

**【仲宗根専門委員】**

187ページの15行目の「PPP/PFIやSIB(Social Impact Bond)など、官民連携による新たな財源の確保」、これは全国一律の政策ではないかと思えますけれども、例えば

沖縄ではこれでは不十分であると。185 ページの 20 行目に、「全国一律の政策によっては十分な効果が得られない。」と書いてあって、行政コストの低減や資金調達が多様化と言うけれども、県内の企業は行政に頼っているところがあるのではないかと思います。

PPPは官民連携だからまだいいです。PFIは民間にできることは民間に委ねる。果たしてこれが10年後も可能なのか。SIBは行政コストの削減等をやるために民間事業者の活用に期待する。これは外資や本土の大手企業を想定しているのかどうか。そうしたら、また持っていかれるのかいろいろあるのですが、どうなのでしょう。ここはやはり必要なのかなという気がします。できればPPPぐらいで止めてもいいのかなと。

要するに、脆弱と書いてありますよね。本県は全国最下位の収入額である、7割程度の財政力指数である、そういう中で民間活用がPFIやSIB、今の状況でそれを言えるのかということ少し気になりました。以上です。

**【大城部会長】**

これについても検討してみてください。

**【事務局 城間班長(企画調整課)】**

はい。

**【大城部会長】**

時間は押していますが、ぜひ言っておきたいことがありましたらよろしくお願いします。

なければ、5分間休憩して次の議題に移りたいと思います。もし時間があれば、また後で振り返って質問しても構いません。

それでは、休憩します。3時55分から再開したいと思います。よろしくお願いします。

(午後3時49分休憩)

(午後3時55分再開)

**5 議事 4(調査審議)**

**検討テーマ：他部会から申し送りされた意見について**

**【大城部会長】**

それでは、議事4について他部会からの申し送りされた意見について、事務局から説明よろしくお願いします。

**(1) 議事説明**

**【事務局 武村副参事(企画調整課)】**

皆様、長時間お疲れさまでございます。企画部企画調整課副参事の武村と申します。

議事4につきまして、資料7の他部会から申し送りされた意見書に基づきましてご説明をさせていただきます。

1 ページをお開きください。

右端から基盤整備部会の平良専門委員会からのご意見でございます。真ん中の「誰一人取り残さない社会」という大きな目標に対して施策体系がはっきりしないので、整理して示す必要があるとのご意見をいただきました。

2 番目、同じく基盤整備部会の小川専門委員より、「安全・安心で幸福が実感できる島」などについて、抽象的な表現であるため具体的な目標を立てる必要がある。

3 番目、同じく同部会の神谷専門委員より、「沖縄らしい」や「島しょ型」などという言葉を使うのであれば、本土と何が違うのかなど言葉の定義を明確化する必要があるというご意見をいただきました。

2 ページ目の右端、本審議会の金城委員よりご意見をいただきました。真ん中の現行の基本計画ではリーディング産業として観光リゾート産業、情報通信関連産業、臨空・臨港型産業と位置づけています。一番末尾に、素案においてはリーディング産業の定義が明確となる記述を追加することを意見として提案いたしますとご意見をいただいております。

5 番目、産業振興部会の金城委員よりいただいております。真ん中の「稼ぐ力」の強化、「ResorTech Okinawa」について、末尾に他部会も含めてコンセプト、枠組みの再整理をしていく必要があるというご意見でございます。右の理由の欄です。第1回産業振興部会の審議において、この2つの位置づけについての意見から、別途、着眼点というものを追加で資料をお送りしております。このテーマの重複する部分やそれぞれの基本コンセプトを明確にする必要があるというご意見をいただいております。この2つについては、確かに重複する部分がございますので、そうしたご指摘でございます。

3 ページ目、産業振興部会の同じく金城委員からいただいております。真ん中の意見で、「戦没者遺骨収集情報センターの組織体制を強化し、遺骨に関する情報収集やDNA鑑定などの調査分析作業の迅速化を図る」と修文にさせていただきたいとのご意見でございます。

同じく金城委員より7番目、真ん中の「③戦争遺跡の保存及び活用」の中に「平和学習の場としての活用を図る」の文言を追加してほしいというご意見でございます。

8 番目の右端、文化観光スポーツ部会の倉科専門委員よりいただいております。真ん中の意見で、「(3)世界の島しょ地域等との国際協力活動と国際的課題への貢献」のところに、5行目「その担い手となる人材の育成」を追加してほしいというご意見でございます。

4 ページ目、環境部会の竹村委員からのご意見でございます。左端の「②海洋調査・開発の支援拠点形成に向けた取組の推進」、「③『海洋政策センター(仮称)』の設置促進」。この2つについてどちらが前後するのか、それとも統合されるイメージなのか。この2つの関係性を整理してほしいというご意見でございます。

4 ページ目の10 番、基盤整備部会の平良専門委員からでございます。駐留軍用地利用について今の借地借家法の範囲内では非常に借地期間が短い。これを倍以上に延ばすぐらいの特別法を検討する必要がある。

11 番、同じく平良専門員より、駐留軍用地の跡地利用について、少し飛ばしまして、土地調査事務局を参考に今後は何らかの行政組織を設けるなど計画に記載する必要があるとのご意見でございます。

12 番、基盤整備部会の津波委員からでございます。跡地利用について、円滑な整備に向け跡地を限定とした国による長期借上げに向けた法整備及び見直しなどによる迅速な跡地の活用促進を検討してほしいというご意見でございます。

最後の5 ページ目、自由意見としていただいております。基盤整備部会の神谷委員からでございます。

1、素案の1～3 章と4 章へのつながりが分かりにくい。

2、2 行目の後段から、島や地域によってクリティカルな課題は異なる。課題を的確に認識し、その課題の構造を明確にして、課題を構成する要素のどこへアプローチするかなどロジックを明確にすべきとのご意見。

3、素案の最初のほうに総合化が重要と書かれている。一方で、素案を見ると大目的をいかに細分化していくか、できそうな施策へつなげるかという書き方に見えてしまう。解決の方向性が分からないことに対してきっちりモニタリングする、問題を構造化するといふところからアプローチする必要があるとのご意見をいただいております。

説明は以上でございます。

## **(2) 質疑応答及び審議**

### **【大城部会長】**

質疑の前に、こういう意見に対して事務局としてはどう返事をしたいかという説明がないと、説明に対する質問は少し難しいかなと思います。

### **【事務局 武村副参事(企画調整課)】**

お答えいたします。

基本的には、いただいたご意見はごもっともだと思っております、関係部局との調整が必要となることから、修正するのに少し検討の時間が必要になりますが、基本的にはご意見の方向で修文に向けて調整していきたいと思っております。

**【大城部会長】**

事務局から、ただいまの意見については提案のとおり文章を直していきたいということですが、委員の皆さんから何か意見や質問等ございますか。

真喜屋さん、お願いします。

**【真喜屋専門委員】**

ありがとうございます。最初のページから順番にいったほうがいいのかもしれませんが、私は跡地のところを取り上げて教えていただきたいと思います。

4 ページに 10 番、11 番、12 番で跡地に関する法的なことも絡めてありますけれども、恐らく村上先生から教わらないと、借地借家法について平良専門委員がどのようにお考えなのかよく分からないのですが、跡地というのは返還をされるわけですよね。これを借地借家法でどのように対応したいという目的なのか分からなかったもので、どなたか委員の方で、もしくは事務局でご存じの方がいたら教えていただきたいです。これは 10 番と 12 番に関してです。

そして 11 番は同じく平良専門委員より、行政が主導する必要があるとありますけれども、やはり行政が主導したまちづくりをするというのは市民の福利を実現するという意味ではとてもいいご提案だと思いますが、一方で、やはり私有地が多うございますし、個人の私的な私有財産でございますので、行政主導というのは合意形成を考えるときに、さらに合意形成を困難にする可能性があるのではないかと考えます。以上です。

**【大城部会長】**

村上さん、ただいまの借地借家法について真喜屋委員が質問がありましたが、村上さんが一番答えるのがいいのか。

**【村上専門委員】**

私も 10 番については、これは何を言われているのか理由がないので分からなかったです。その後の都市計画のときに借地借家法適用でも短いと言われているのかなとも思ったのですが、事務局で分かればと思います。

**【大城部会長】**

分かりました。事務局で検討して、何かありますか。

**【事務局 武村副参事(企画調整課)】**

ありがとうございます。確かにご指摘のとおり、この平良専門委員の真意について確認する必要がございますので、確認の上、対応していきたいと考えております。以上でございます。

**【真喜屋専門委員】**

ありがとうございます。

**【大城部会長】**

高平さん。

**【高平専門委員】**

駐留軍用地の跡地利用についてということで書かれているのですが、借地借家法の話をするのであれば、基本的に軍用地に借地借家法の適用はありません。通常の借地だと年間契約になっています。借地借家法の適用外になってしまうので、借地借家法の適用内では期間が短いという定義は本当に分からなくて、基本的に軍用地は建前上は1年更新ですので、これをもって多分、借地期間が短いとおっしゃられているのかなという印象を受けます。どちらにしても、軍用地は建物が建っている前提のものではないので、基本的に借地借家法の適用外という認識でおります。

少し乱暴な話のところではありますが、軍用地についてはその適用外ということで、倍以上に延ばすということの趣旨が、気持ちは分かるのですが、特別措置法の枠を超えたり、借地借家法の中でという話は多分できないのではないかと思います。

どちらにしても、平良委員の趣旨がこの質問からだとは分からない部分が多いので、実際平良委員からお話を伺わないと、総合部会としても返答はしにくいのではないのでしょうか。以上です。

**【大城部会長】**

これは高平さんから情報提供ということですね。それも踏まえて検討していただければと思います。

ほかに何かご意見等ございますか。よろしいですか。

(意見なし)

**【大城部会長】**

それでは、次の議題に移りたいと思います。

次第6の議事5、調査審議結果の中間取りまとめについて、事務局から説明をお願いし

ます。

## 6. 議事 5 (調査審議結果の中間取りまとめ)

### (1) 議事説明

#### 【事務局 武村副参事(企画調整課)】

議事5について、資料2に基づきましてご説明させていただきます。

新たな振興計画(素案)総合部会調査審議結果報告書(案)(中間取りまとめ)とタイトルを打ってございます。こちらの資料の位置づけからご説明をさせていただきます。

来月開催予定の正副部会長合同会議において、この中間取りまとめを本総合部会での第1回から第4回までの審議結果の中間取りまとめとして、総合部会長でございます大城部会長より報告していただきたいと考えてございます。その審議結果の中間取りまとめがこの資料2になります。まだ完成はしてございません。

来月の正副部会長合同会議において、各9部会でございますので、9部会から同様の中間取りまとめを提出していただきまして、各部会長より審議の中間報告としてご報告いただきたいと考えております。この中間取りまとめを新たな振興計画(素案)、黄色い表紙の素案においては簡条書き版となっておりますので、この審議結果を反映し、そしてできれば文章化までした上で、来月10月末に開催予定の沖縄県振興審議会に中間報告として報告する流れを考えてございます。そこに至る審議結果の取りまとめ版がこの中間取りまとめでございます。

内容ですが、資料2の1ページに各9部会共通した様式で作っていただいております。

1の総合部会の概要として、(1)総合部会の所掌事務を整理してございます。(2)総合部会構成の皆様のお名前を記載させていただいております。(3)総合部会の開催実績ということで、第1回の総合部会からどのような項目内容の審議を行ったかを記載してございます。第4回までを中間報告として上げることとなっております。

3ページ目、2の総合部会における調査審議結果(中間取りまとめ)としてございます。

(1)素案に対する修正意見について、次のページから一覧で記載してございます。これまで皆様からいただいたご意見を、事務局の回答を含めて整理したものを4ページ以降にまとめて掲載してございます。現時点では第3回の総合部会の審議結果までを記載しておりまして、本日の審議結果につきましても追加記載して、中間取りまとめとして完成させたいと思っております。

(2)関連体系図(案)に対する修正意見として、22ページ以降に記載してございます。こ

ちらも第3回までの審議結果を現時点で掲載してございます。

(3) 自由意見を25ページ以降に掲載してございます。

こういう形で中間報告として取りまとめたいと考えてございます。本日の第4回総合部会までのご意見を整理した後に、事前に皆様にはご覧いただいて内容のご確認をお願いしたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

## **(2) 質疑応答及び審議**

### **【大城部会長】**

こういう形で中間取りまとめをしていいかという確認ですね。

ただいまの説明について委員の方から質問、意見などございますか。

こういう形で中間取りまとめをしてよろしいでしょうか。

(意見なし)

### **【大城部会長】**

では、そういう形で進めてください。どうもありがとうございました。

それでは次の議事に移りたいのですが、次の議事に移る前に司会から非公開に関する連絡事項があります。

司会からお願いします。

### **【事務局 城間班長(企画調整課)】**

冒頭で説明しましたとおり、これからの議事につきましては検証数値が仮設定段階のため非公開による審議とさせていただきます。展望値の検証数値等につきましては、10月末に予定しております沖縄県振興審議会において中間報告という形で説明することとしてございます。その際には、検証数値を公開予定としております。よろしく申し上げます。

それでは、大変申し訳ございませんが、マスコミ関係の皆様及び一般傍聴の皆様におかれましてはご退室をお願いいたします。計画の展望値につきましては、議事としておりますが、昨日、実施した社会経済展望委員会の報告を中心に進めさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

(マスコミ関係・一般傍聴者退室)

(以降、閉会まで非公開議事)

## **7 調査審議 検討テーマ「議事要旨」**

## **8 閉会**